

意見書案 第 11 号
令和 5 年 6 月 26 日

長岡京市議会議長

三 木 常 照 様

発議者 住 田 初 恵
進 藤 裕 之
川 口 良 江
小 原 明 大
二階堂 恵 子
広 垣 栄 治
中 村 歩

意見書の提出について

「健康保険証の原則廃止」撤回を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

「健康保険証の原則廃止」撤回を求める意見書 (案)

政府は、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化させるマイナンバー法等改定案を成立させた。

マイナンバーカードの取得は任意とされているにもかかわらず、国民皆保険制度の下でほとんどの国民が保有し生活に欠かせない健康保険証を廃止してマイナンバーカードに統合することは、マイナンバーカード取得の事実上の強制であり、強権的な方法である。

他人の医療情報が紐付けされていた事例が、2022年11月までの14か月で7312件もあったことも重大であり、別人の情報に基づいて医療行為や薬剤の投与が行われれば、生死にかかわる問題にもつながりかねない。

保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない・持てない人は公的保険診療から遠ざけられる。

紐付けにより、医療・社会保障費のさらなる抑制・削減や、国民の医療・健康情報が企業のもうけに利用される危険性も指摘されている。

よって政府におかれては、「健康保険証の原則廃止」を撤回されるとともに、すべての国民の個人情報尊重・擁護し、真に国民生活を向上させるためのデジタル化を進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月26日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣